障第１０５７号
令和８年１１月１６日

各指定児童発達支援センター運営法人
各指定障害児通所支援事業所運営法人
各指定障害児入所施設運営法人
（岐阜市所管の事業所等を除く。）
代表者　様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

こども性暴力防止法の施行に向けた準備について（依頼）

先般実施した「こども性暴力防止法の施行に向けた準備状況調査（義務対象事業者向け）」については、ご回答いただき、ありがとうございました。調査の結果、多くの事業者においては、法施行に向けた対応が計画的に進められていることが確認できた一方で、一部、法施行までの対応に課題を抱えているとの回答も見受けられたところです。

こども性暴力防止法における義務対象事業者は、従事者等に対する犯罪事実確認の実施をはじめ、服務規律等のルール作りや研修の実施等の安全確保措置、確認情報の適正な管理などを行う必要があり、**法施行日（令和８年 12 月 25 日）までに完了していないと法律違反の状態となる**ほか、制度運用開始後の各事業所の運営に支障が生じるおそれがあります。

各義務対象事業者におかれましては、法施行日までに必要な体制整備等を確実に完了していただきますようお願いします。

なお、県では、こども家庭庁から示された資料を基に、法施行までに必ず対応すべき事項を簡潔に整理したチェックシートを作成しました。準備状況の確認や業務の参考としてご活用いただき、計画的に対応を進めていただきますようお願いします。

県としましても、引き続き、義務対象事業者の皆様が円滑に制度へ対応できるよう、必要な情報提供等に努めてまいります。法の施行にあたり不明な点等がありましたら、下記担当までお問い合わせください。

記

１　送付資料

・こども性暴力防止法施行までに対応すべき事項に関するチェックシート（岐阜県版）
※こども家庭庁が作成したガイドラインや各種通知をもとに、法施行までに最低限実施すべき項目をできるだけわかりやすく整理したものです。
※こども家庭庁公表の各種規程や通知文書等の「ひな型」についても改めて送付しま

す。

※こども性暴力防止法に関する情報は、こども家庭庁の以下のＨＰにおいて随時更新されますので、適宜ご確認願います。

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

２　参考

〇法施行日までに必要となる準備が間に合わない場合の影響等について

・安全確保措置として実施が求められる、性暴力事案が疑われる場合の報告・対応ルールの策定及び周知、相談窓口の設置及び周知並びに情報管理規程の作成については、法施行日時点で実施済みでないこと自体が法律違反にあたります。

・こまもろうシステムを利用して犯罪事実確認を行うためには、こども家庭庁への情報管理規程の事前提出が必要であり、整備されていない場合は、これらの業務を行うことができません。また、情報漏えい等があった場合は、罰金刑となるおそれがあります。

・法施行後に新たに採用する従事者（例：令和９年４月１日採用）については、こどもと接する業務への従事に先立ち犯罪事実確認を実施する必要があります。法施行までに対象となる従事者の範囲や採用時の確認手順等が整理されていない場合には、円滑な制度運用に支障を来すおそれがあるほか、犯罪事実確認を行わずこどもと接する業務に従事させた事業者は、その旨を公表される場合があります。

・犯罪事実確認の結果によっては、配置転換や業務内容の見直しなど雇用管理上の対応が必要となることがあります。法施行までに就業規則や採用手続きの見直しを行っていない場合、実際にこれらの雇用管理上の措置を行うにあたって、従事者との間でトラブルが生じるおそれがあります。

・事業者からの定期報告や指導監査等において、同法に基づく措置が適正に行われていないことが判明した場合は、違反事業者の公表や報告徴収・是正命令、認可の取り消し等の対象となり得るほか、違反の内容によっては刑罰（拘禁刑・罰金刑）が科される場合があります。

※関係法令に沿って適切な対応を行うためにも、法施行までに十分な準備を進めていただくことが重要です。

＜お問い合わせ先＞

障害福祉課　事業所指導係			
係長	奥　田	担当	渡　邉
ＴＥＬ	058-272-8302		
Ｍａｉｌ	c11226@pref.gifu.lg.jp		

子ども・女性政策課 こども性暴力防止法チーム			
管理監	辻	担当	早　水
ＴＥＬ	058-272-8238		
Ｍａｉｌ	kodomo-safeteam@govt.pref.gifu.jp		